

情報と情報保全

平成22年5月
内閣官房

目次

1. 情報機能の強化

- (1) 我が国における情報機能強化に向けた政府の取組3
- (2) 我が国の情報体制4
- (3) 官邸と情報コミュニティの接続5
- (4) 情報の集約・分析・共有機能の強化6
- (5) 情報評価書に基づくインテリジェンス・サイクル7
- (6) 情報機能強化の現状(概要)8

2. 情報の保全

- (1) 官邸における情報機能の強化の方針(「情報の保全の徹底」部分)10
- (2) カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針11
- (3) 秘密保全の分野における日米間の取組12
- (4) 新たな課題 サイバーセキュリティとCCI(カウンターサイバーインテ
リジェンス)13

1. 情報機能の強化

我が国における情報機能強化に向けた政府の取組

平成18年12月：内閣に「情報機能強化検討会議」を設置（議長：内閣官房長官）

平成18年12月：内閣に「カウンターインテリジェンス推進会議」設置

平成19年 8月：カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」決定
：カウンターインテリジェンス機能の強化に関する
基本方針の着実な施行について（閣議口頭了解）

平成20年 2月：「官邸における情報機能の強化の方針」を公表

平成20年 3月：内閣情報会議の再編に関する閣議決定
上記方針の実現に向けた取組の強化について閣議口頭了解

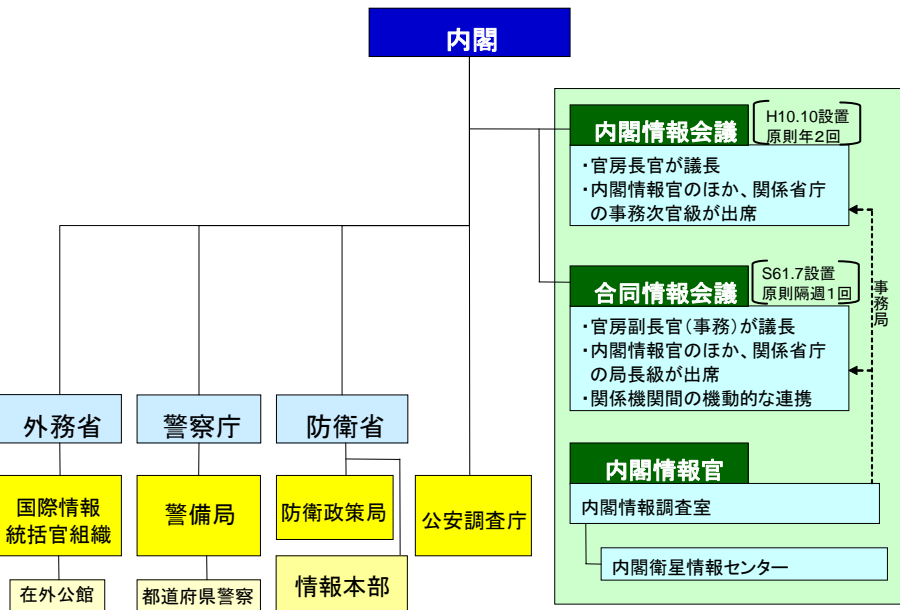
平成20年 4月：内閣情報分析官を設置

平成20年 4月：「特別管理秘密に係る基準」以外の政府統一基準施行
内閣情報調査室にカウンターインテリジェンス・センター設置

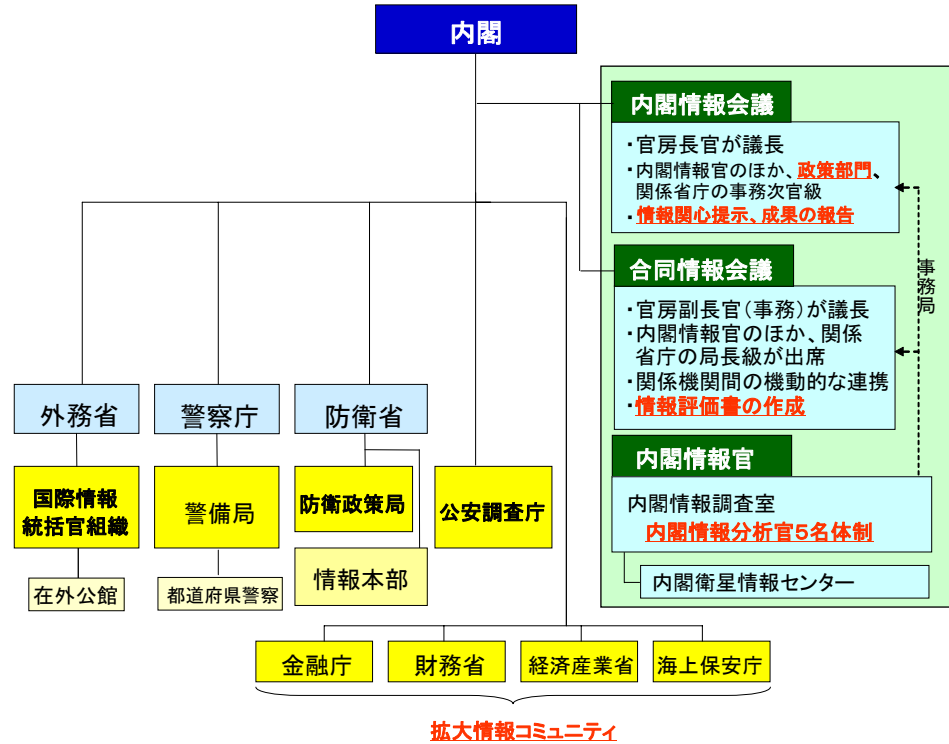
平成21年 4月：「特別管理秘密に係る基準」施行

我が国の情報体制

情報機能強化前(～平成20年3月)



情報機能強化後(平成20年4月～)



官邸と情報コミュニティの接続

役割: 官邸の政策部門の情報関心を踏まえて情報部門全体で中長期の情報重点を策定するとともに、オール・ソース・アナリシスの結果を報告

構成員: コアメンバー

内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監、内閣情報官、警察庁長官、公安調査庁長官、外務事務次官、防衛事務次官

+
官邸の政策部門の代表

内閣官房副長官補(内政、外政、安全保障・危機管理)

+
拡大情報コミュニティ省庁の代表

金融庁長官、財務事務次官、
経済産業事務次官、海上保安庁長官

開催頻度: 年2回+必要な場合

情報コミュニティ

内閣情報会議

合同情報会議

オール・ソース・アナリシス

内閣情報官(日常の結節点)

内閣情報分析官

集約

警察庁

公安調査庁

外務省

防衛省

(拡大情報コミュニティ省庁)

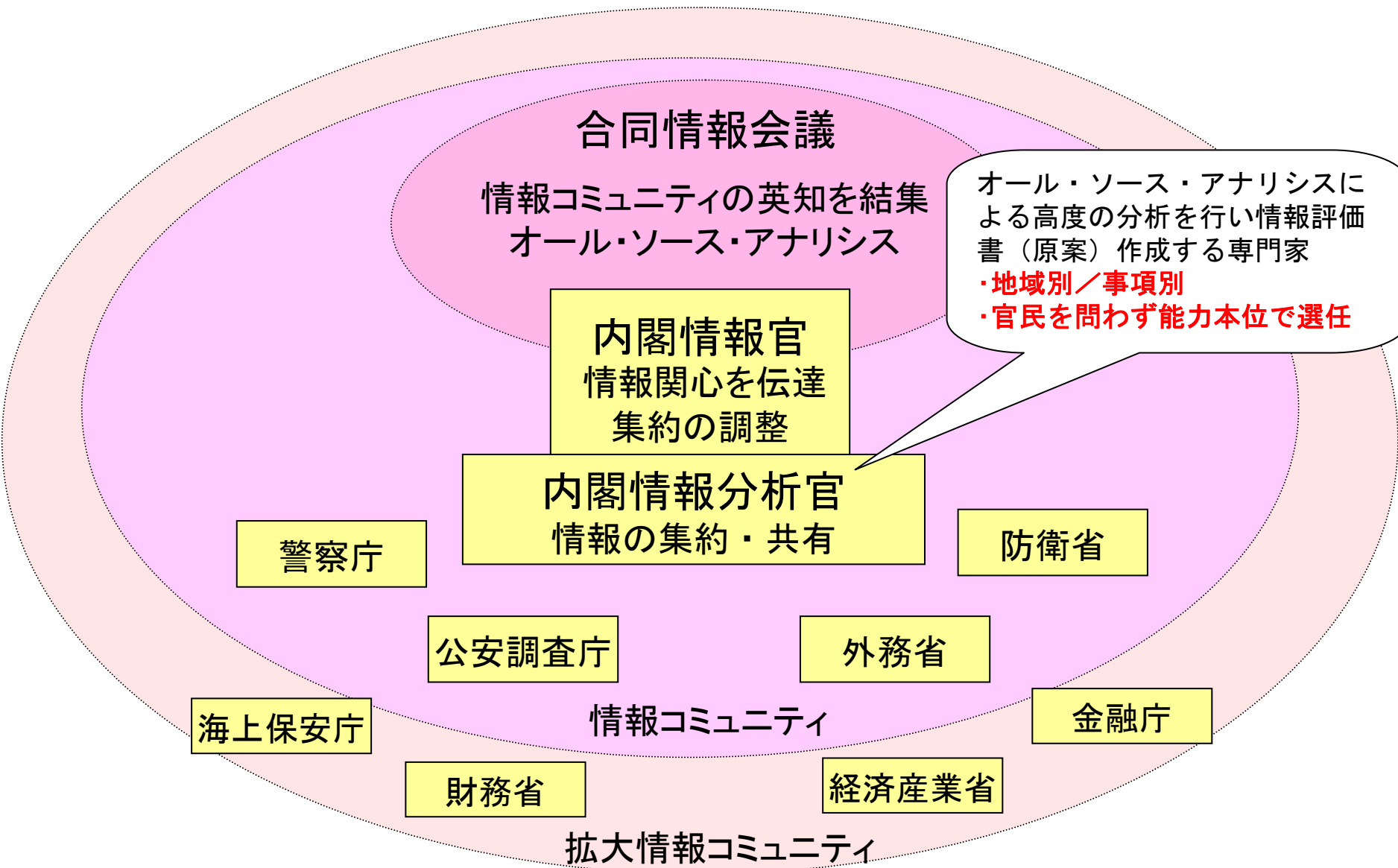
連絡

情報ユーザー

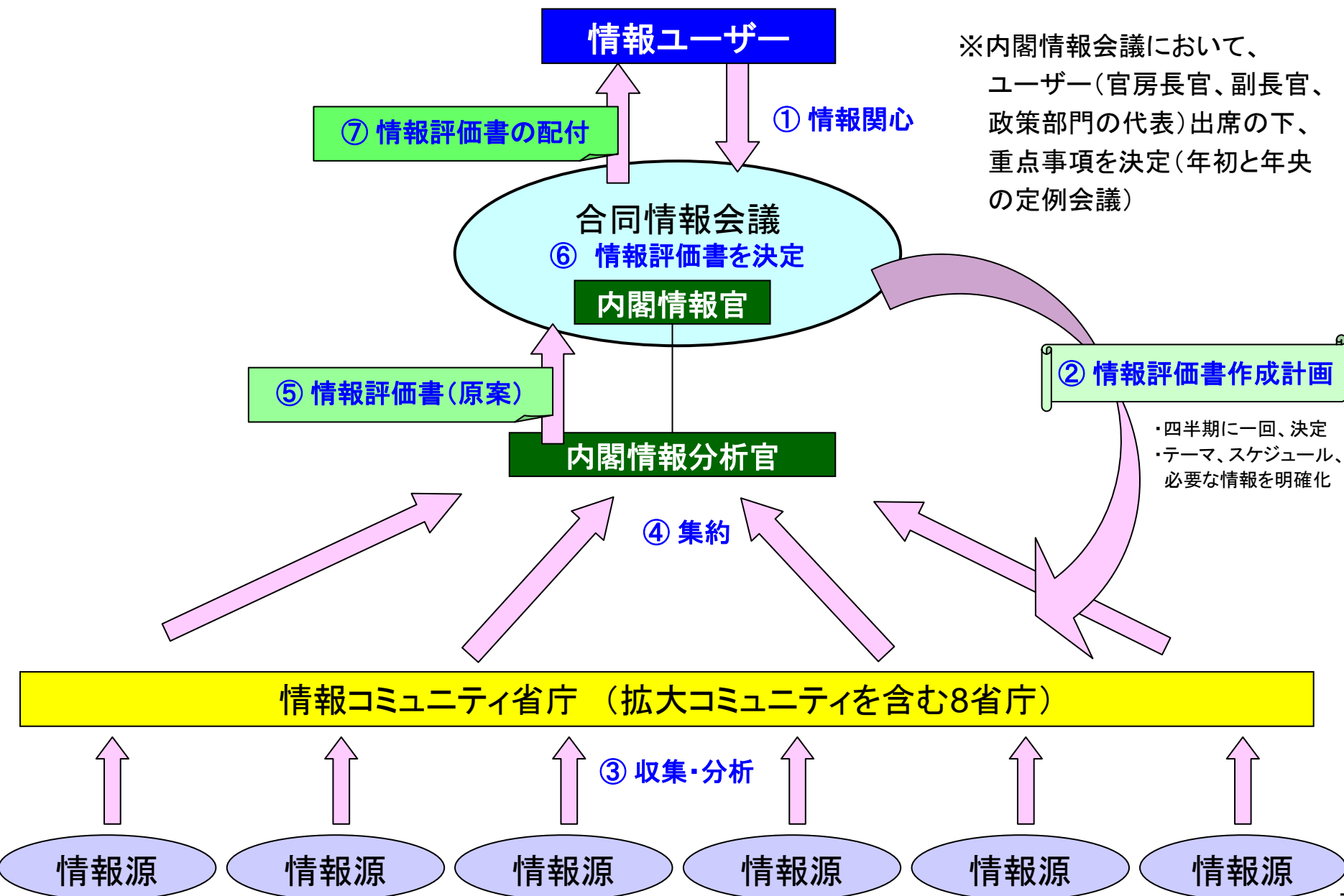
官邸首脳

政策部門

情報の集約・分析・共有機能の強化



情報評価書に基づくインテリジェンス・サイクル



情報機能強化の現状(概要)

テーマ	現状
政策との接続 集約・分析・共有機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 官邸を中心として、政府全体でインテリジェンス・サイクルを動かすための仕組みが始動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年3月、内閣情報会議の再編のための閣議決定を行い、政策部門の代表、拡大情報コミュニティの代表を構成員に ・ 同年4月、内閣情報分析官5名(うち1名民間出身)を設置し、情報評価書の作成を開始、政策サイドとの連携も強化。
収集機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報収集機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対外的情報収集機能 専門家の育成に努めるほか、より専門的かつ組織的な対外的情報収集の手段・方法及び態勢の在り方について研究 ・ 情報収集衛星 情報収集衛星4機体制(光学2機、レーダ2機)の早期確立に向け取り組み ・ 公開情報 公開情報の役割分担による効率化、データベース化等の諸方策について検討
基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報分析研修、専門分析研修を実施、人事交流を拡大、また秘密情報伝達用イントラネットを拡大整備
情報の保全の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年8月、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」を決定。平成20年4月、同方針を一部施行。平成21年4月、同方針の残り(特別管理秘密に関する基準)を施行 ○ 平成20年4月、秘密保全法制の在り方に関する検討チーム(議長・官房副長官(事務))を設置

2. 情報の保全

官邸における情報機能の強化の方針(「情報の保全の徹底」部分)

① 政府統一基準の策定・施行

情報の集約・共有及び基盤整備の前提として、セキュリティクリアランス制度(秘密取扱者適格性確認制度)を含む政府統一基準を定めるなどの情報保全措置が採られることが重要であり、カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針を着実に施行

② 高度の秘密を保全するための措置

情報コミュニティ内においては、より高度な秘密を保全するための措置が必要であるところ、その秘密の範囲を明らかにし、電磁波漏えい防止、盗聴防止等の物理的な措置を含めて具体的に検討、速やかに実現

③ 秘密保全に関する法制の在り方

我が国の秘密保全に関する法令は、個別法によって差異が大きく、国家公務員法等の守秘義務規定に係る罰則の懲役刑では抑止力が必ずしも十分ではないなどの問題あり

こうした問題を解消するため、この種法令の諸外国における現状と実態や我が国の実情を踏まえ、真にふさわしい法制の在り方に関する研究を継続、国民の広範な理解を得ることを前提として、適切な対応が必要

カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針

政府全体のカウンターインテリジェンス機能の強化のため、平成19年8月、カウンターインテリジェンス推進会議(議長※:内閣官房長官)において、カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針を決定

※ 平成21年12月に内閣官房副長官(事務)から官房長官へ変更

○ 特別管理秘密に係る基準

特別に秘匿すべき情報(特別管理秘密)については、物的管理の徹底及び人的管理(秘密取扱者適格性確認制度、管理責任体制、秘密保全研修制度)の導入等により、情報漏えいの絶無を期す(平成21年4月から施行)

○ 政府統一的な取組み

カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組む(平成20年4月から施行)

○ カウンターインテリジェンス・センター

我が国政府全体のカウンターインテリジェンスの中核として機能するカウンターインテリジェンス・センターを内閣情報調査室に設置(平成20年4月から施行)

秘密保全の分野における日米間の取組

日米安保条約を安全保障の基盤とする我が国にとって、日米間の情報共有を質・量両面で拡充することは、死活的に重要

日米両国政府の情報保全体制に対する共通の信頼が重要

信頼の増進に向けた取組

2007年8月 日米軍事情報包括保護協定(GSOMIA)締結

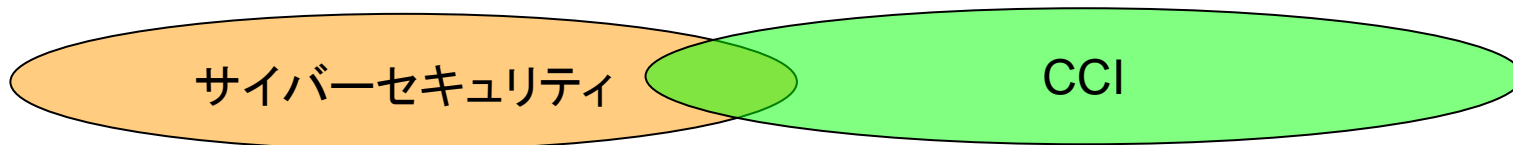
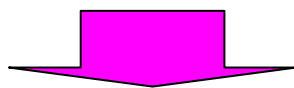
2009年11月 日米首脳会談において、情報保全を含め日米間で安保分野での協力を強化し、同盟深化のための協議プロセスを開始することで一致

2010年3月、情報保全についての日米協議の枠組み
(**BISC**: Bilateral Information Security Consultation)の設置について合意

- 日米両国政府の情報保全体制に対する共通の信頼の増進を目的
- 秘密情報の保護に関するそれぞれの政府の見方、政策及び手続について理解の促進に取り組む
- 外務省、防衛省、内閣官房(安危、内閣情報調査室)、警察庁、公安調査庁、経済産業省等が参加

新たな課題 サイバーセキュリティとCCI(カウンターサイバーインテリジェンス)

情報通信技術は、国民生活の利便性を向上させる社会的基盤である一方、諸外国ではこれをサイバー攻撃、サイバーインテリジェンス(サイバースペース上における情報収集活動)能力向上に利用する努力を継続



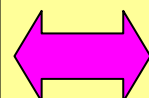
サイバー攻撃に対して、システム、データを守るとともに、早期に復旧させることが目的

秘匿すべき情報を保護することが目的



CIセンター(内調): 各省庁、諸外国からの情報を分析

事案発生時、諸外国等から、その時点までに判明している攻撃者、その意図及び手法の特徴に関する情報を入手、分析



サイバー攻撃、サイバーインテリジェンスの攻撃者、その意図等を、比較的中・長期にわたり解明